

道路運送法の特例

～過疎地域等での自家用自動車の活用拡大～

(国家戦略特別区域自家用有償観光旅客等運送事業
国家戦略特別区域法第16条の2の2 平成28年9月1日施行)

特例措置前

- 自家用有償旅客運送制度では、主として地域住民を対象としたサービスのみであり、料金を取って観光客を運ぶことは制限されている。
- 上記事業の実施に当たり、地域の関係者(※)からなる運営協議会等において合意を得なければならない。
- (※)市町村、運送事業者又は運送事業者団体、地域住民等
- (規制の所在)
- 道路運送法第78条2号、道路運送法第79条の4第5号

ニーズ

- ・タクシーやバスのない過疎地域でも、訪日外国人含め観光客の運送需要に対応できるようにしたい。

特例措置

- 自家用有償旅客運送制度を拡充し、主として観光客を運送するための新たな制度を特区限定で創設する。
- 関係者が、あらかじめ、持続可能な地域公共交通網の形成や、輸送の安全と旅客の利便の確保を図る観点から、相互の連携について協議した上で、区域会議が運送区域等を迅速に決定できるようにする。

	自家用有償運送 (道路運送法)	自家用自動車の活用拡大 (国家戦略特区法)	タクシー事業 (道路運送法)
事業内容	自家用自動車による 旅客運送(登録制)	同左	事業用自動車による 旅客運送(許可制)
主な運送対象	地域住民	訪日外国人をはじめとする観光客	全ての旅客
運送主体	市町村、非営利団体	同左	運送事業者
安全要件	運転者:第二種運転免許 又は大臣認定講習等 車 両:車検期間は2年 (初回は3年) 運行管理:責任者の選任	同左	運転者:第二種運転免許 車 両:車検期間は1年 運行管理:国家資格 役 員:法令試験
実施手続	○地域関係者による合意 ・市町村、運送事業者又は 運送事業者団体、地域住民 等(地域公共交通会議又は 運営協議会)	○ <u>区域会議</u> による計画策定 ・国家戦略特区担当大臣、地方公共団 体の長、事業実施予定者 等 ・計画策定にあたり市町村、事業実施 予定者、運送事業者が別途事前協議 ○ <u>国土交通大臣</u> の同意 ○ <u>内閣総理大臣</u> による認定	

効果

- 過疎地域等における訪日外国人をはじめとする観光客の運送需要に対応。
- 観光立国を推進し、全国津々浦々にインバウンドの効果を拡大。